

各 位

平成 19 年 6 月 8 日

楽天証券株式会社

弊社に対する金融庁の業務改善命令について

楽天証券株式会社（代表取締役社長：楠雄治、本社：東京都港区）は、6月5日付で証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して実施された弊社についての行政処分勧告に関し、本日、金融庁より証券取引法第43条第2号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号に規定する「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められることから、証券取引法第56条第1項の規定に基づき、以下の業務改善命令を受けました。

平成 17 年 9 月 26 日以降、数度に渡り当局に報告したシステム障害の再発防止策が十分に機能しなかった原因を究明し、当該再発防止策の見直しを含めた実効性のあるシステム管理態勢の整備を図り、その実行状況を報告すること。

システムリスク管理態勢について、指摘内容を踏まえた態勢整備を図るとともに、その実行状況を報告すること。

今回の行政処分の原因となった事実に係る経営陣の認識を改め、経営管理態勢を充実・強化するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

役職員の電子情報処理組織の管理意識を高め適正な業務運営を遂行するために必要な体制の整備（人材の確保など）及び研修等を実施すること。

上記 から について、その対応状況を平成 19 年 7 月 9 日までに書面で報告すること。

弊社では、平成 17 年 11 月 16 日、長時間のシステム停止を伴う障害を多発させたことから、同庁より業務改善命令を受け、それ以降、様々なシステム改善・強化策に取り組んでまいりましたが、今回再度、このような業務改善命令を受け、お客様をはじめ、関係者の皆さまに多大なご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

弊社では、今回の行政処分を厳粛に受けとめ、引続きシステム管理態勢の更なる充実・強化を図りますとともに、システムの安定稼動を通じたお客様への安心、安全なサービスの提供に対し、なお一層努力して参る所存でございますので、今後とも変わらぬご指導、ご愛顧のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上